

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い）</p> <p>8-1 法第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げる全ての要件に該当する場合には、法第 8 条第 3 項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日（以下 8-1 において「届出書提出日」という。）の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>①～③ （略）</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い）</p> <p>8-1 法第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げる全ての要件に該当する場合には、法第 8 条第 3 項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日（以下 8-1 において「届出書提出日」という。）の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、<u>当該届出者から当該取扱いについて書面による申出がない場合又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は</u>、この限りでない。</p> <p>①～③ （略）</p>